

## 令和7年度鹿児島市中心市街地歩行者通行量調査業務委託仕様書

令和7年度鹿児島市中心市街地歩行者通行量調査業務は、委託契約に定める事項を遵守するとともに、この仕様書に基づき実施するものとする。

### 1 業務の目的

今後の本市の中心市街地活性化を図っていくための基礎資料とするため、中心市街地における歩行者の流れや特徴を把握し、その分布状況及び動向を比較分析する。

### 2 業務の内容

#### (1) 調査日時及び調査箇所

- ① 令和7年5月17日（土）、12月20日（土）

午前8時から午後8時（ただし、地点1、5、29の3か所については、午前8時から翌日午前1時）

いづろ・天文館地区 7地点（別紙1参照）

鹿児島中央駅地区 4地点（別紙2参照）

計 11地点

- ② 令和7年10月18日（土）

午前8時から午後8時（ただし、地点1、2、5、8、27、29、30の7か所については、午前8時から翌日午前1時）

いづろ・天文館地区 24地点（別紙1参照）

鹿児島中央駅地区 14地点（別紙2参照）

計 38地点

#### (2) 調査対象

調査地点を通行する中学生以上の歩行者（道路交通法第2条第3項に規定する歩行者を含む）及び自転車等の軽車両通行者とする。

#### (3) 調査方法

調査地点において、歩行者等を進行方向別に数取器で1時間単位に計測し、あわせてその特徴・男女の比率を調査する。

#### (4) 調査結果の集計、分析、報告書作成

調査終了後、調査箇所ごとに集計、整理のうえ、調査報告書を作成するものとする。（「令和5年度中心市街地歩行者通行量調査報告書」を参考にすること。）

### 3 成果品

「令和7年度中心市街地歩行者通行量調査報告書」（1部）及び本市が指定する媒体での当該報告書データの提出をもって成果品とする。

### 4 納入期限及び納入場所

#### (1) 納入期限

令和8年2月27日（金）

## (2) 納入場所

鹿児島市産業政策課

## 5 実施体制

調査実施にあたっては、調査員の配置場所、計数対象者、指導監督者の配置など、実施体制について予め委託者と打合せを行い、決定すること。また、調査中の地域からの苦情等の際には、現場での指導監督を含め迅速に対応すること。

長時間にわたる業務であることから、適正な交代要員の配置を含めて、十分な体制を取ること。

調査員に対しては説明会を開催する等、業務内容に関して事前に十分な周知を行うこと。

## 6 関係書類の提出

受託者は、契約締結後、本業務の実施に先立ち、次の関係書類を遅滞なく委託者に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務責任者（経歴、担当業務の実績報告）
- (2) 秘密情報等の取扱責任者
- (3) 業務計画書
  - ① 調査業務内容（調査票の設計を含む。）
  - ② 実施方針及び体制
  - ③ 作業工程表
  - ④ 打合せ計画
  - ⑤ その他
- (4) その他委託者が必要とする書類

## 7 関係官公庁その他への手続き等

受託者は、本業務実施のための必要な関係官公庁、その他に対する諸手続きを委託者と打合せの上、迅速に行うこととする。

受託者は、関係官公庁、その他に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは遅滞なくその旨を委託者に申し出て協議するものとする。

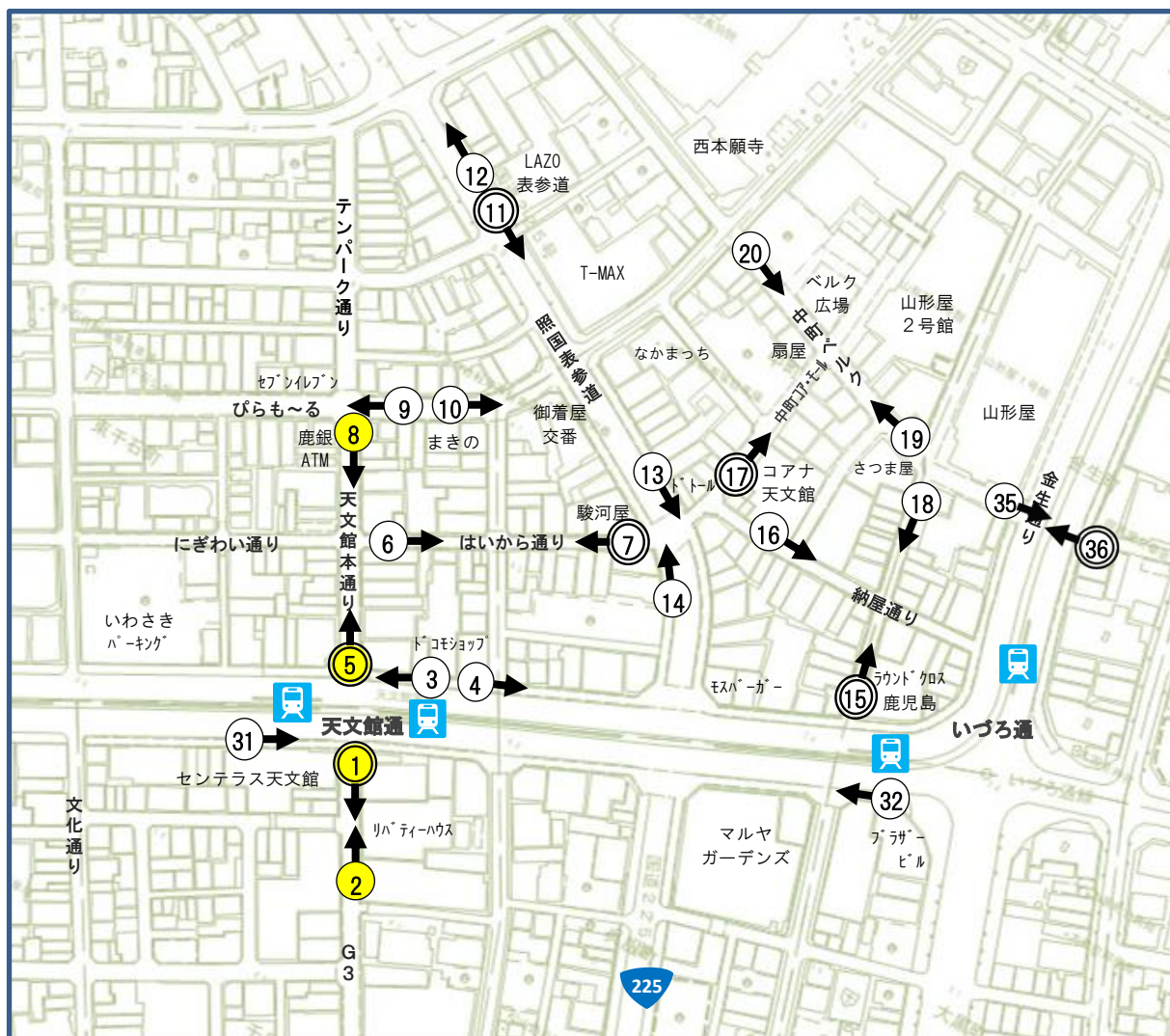
## 8 経費の負担

委託業務の実施上必要な調査用機器及び消耗品は、受託者において準備するものとする。

## 9 その他

- (1) 各調査終了後、速やかに調査結果の概要を記載した速報を提出することとする。
- (2) 本業務の実施については、受託者は、担当職員と連絡を密にするとともに、疑義が生じた場合は、職員の指示に従うものとする。

[いづろ・天文館地区 歩行者通行量調査地点 (24地点)]



【5月、12月】

7地点 (地点1、5、7、11、15、17、36)

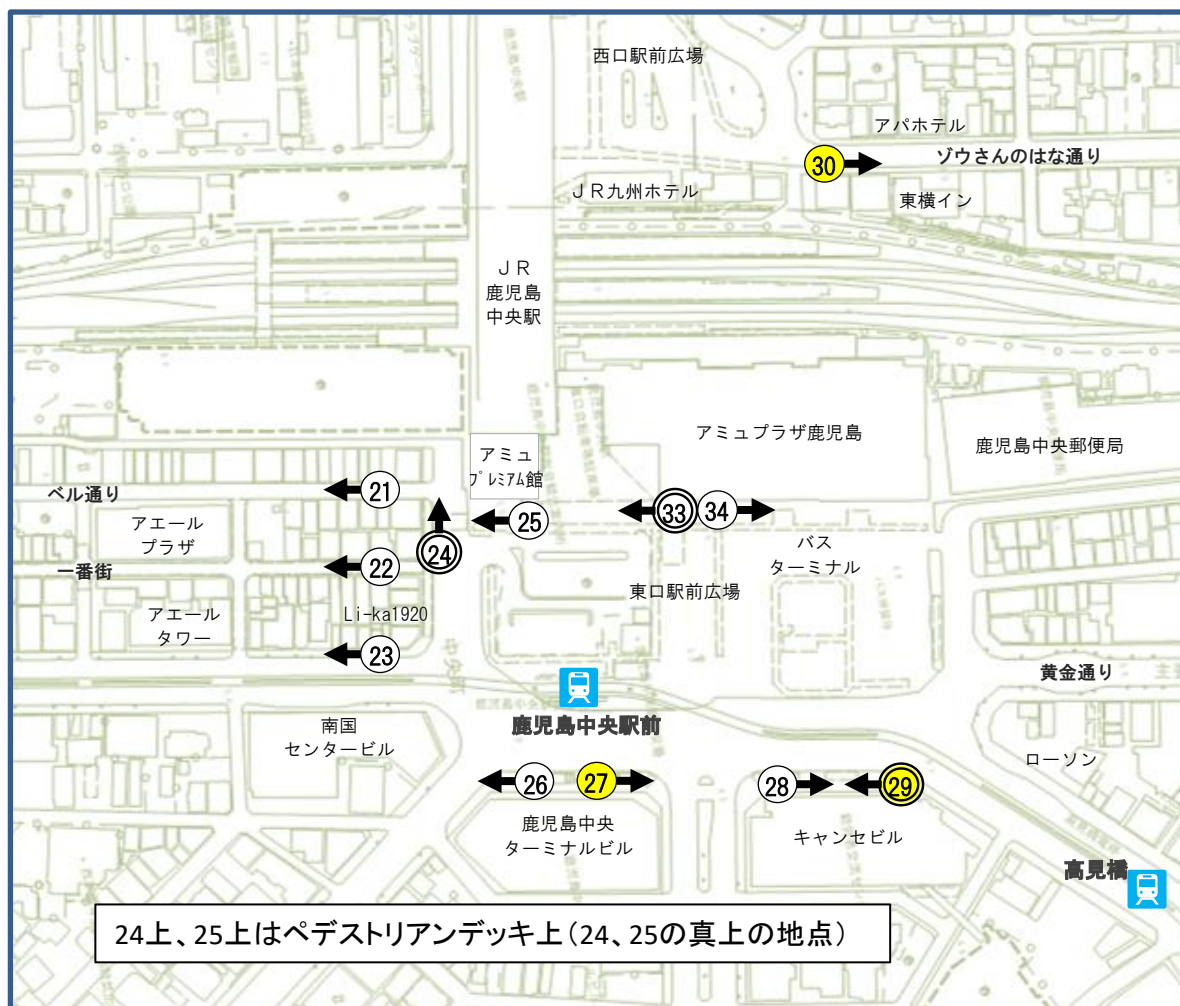
※ 地点1、5は夜間 (20時～翌1時) も調査実施

【10月】

全24地点

※ 地点1、2、5、8は夜間 (20時～翌1時) も調査実施

[鹿児島中央駅地区 歩行者通行量調査地点 (14地点)]



## 【5月、12月】

4地点 (地点24、24上、29、33)

※ 地点29は夜間 (20時～翌1時) も調査実施

## 【10月】

24上、25上を含む全14地点

※ 地点27、29、30は夜間 (20時～翌1時) も調査実施